

(第1条関係) 寒川町事務分掌等に関する規則新旧対照表

現行	改正案
(課等及び担当の設置) 第2条 寒川町部設置条例第1条に規定する部に次の課等及び担当を置く。 町長室～環境経済部 (略) 都市建設部 道路課・下水道課 (略) 都市計画課 都市計画・開発指導担当 <u>都市みどり担当</u> 都市整備課 <u>市街地整備担当</u> _____ (課等の事務分掌) 第3条 前条に規定する課等の事務分掌は、次のとおりとする。 町長室～環境経済部 (略) 都市建設部 道路課・下水道課 (略) <u>都市計画課</u> <u>都市計画・開発指導担当</u> <u>(1) 都市計画に関すること。</u> <u>(2) 交通施策に関すること。</u> <u>(3) 国県道の整備促進及び調整に関すること。</u> <u>(4) 河川の整備促進及び調整に関すること。</u> <u>(5) 住宅施策の調査及び計画に関すること。</u> <u>(6) 開発行為等の指導及び規制に関すること。</u> <u>(7) 都市計画区域内での建築の確認及び指導に関すること。</u> <u>(8) 住居表示に関すること。</u> <u>(9) 町及び字の区域に関すること。</u> <u>(10) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく土地利用計画及び公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に関すること。</u> <u>(11) 駐車場対策(町民安全課</u>	(課等及び担当の設置) 第2条 寒川町部設置条例第1条に規定する部に次の課等及び担当を置く。 町長室～環境経済部 (略) 都市建設部 道路課・下水道課 (略) 都市計画課 都市計画・開発指導担当 _____ 都市整備課 <u>市街地整備担当</u> <u>都市みどり担当</u> _____ (課等の事務分掌) 第3条 前条に規定する課等の事務分掌は、次のとおりとする。 町長室～環境経済部 (略) 都市建設部 道路課・下水道課 (略) <u>都市計画課</u> <u>都市計画・開発指導担当</u> <u>(1) 都市計画に関すること。</u> <u>(2) 交通施策に関すること。</u> <u>(3) 国県道の整備促進及び調整に関すること。</u> <u>(4) 河川の整備促進及び調整に関すること。</u> <u>(5) 住宅施策の調査及び計画に関すること。</u> <u>(6) 開発行為等の指導及び規制に関すること。</u> <u>(7) 都市計画区域内での建築の確認及び指導に関すること。</u> <u>(8) 住居表示に関すること。</u> <u>(9) 町及び字の区域に関するこ</u> <u>と。</u> <u>(10) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく土地利用計画及び公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に関すること。</u> <u>(11) 駐車場対策(町民安全課</u>

の主管に属するものを除く。）に關すること。

(12) 都市計画道路宮山線に係る国及び県との連絡調整に關すること。

(13) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良な住宅の造成の認定等に關すること。

(14) 課の庶務に關すること。

都市みどり担当

(1) 公園、緑地等の計画、設計、施工及び監督に關すること。

(2) 公園（一之宮公園を除く。）、緑地等の維持管理に關すること。

(3) 公園台帳の整備に關すること。

(4) 緑化対策の推進に關すること。

(5) 緑化及び親水の推進に關する計画の策定及び調整に關すること。

(6) 民有地及び公共施設の緑化指導に關すること。

(7) 一之宮公園管理事務所との連絡調整に關すること。

都市整備課

市街地整備担当

(1) 市街地整備に關すること。

(2) 田端西地区のまちづくりの推進に關すること。

(3) 寒川駅南口整備事業に關すること。

(4) 寒川駅周辺整備事業に係る用地の管理に關すること。

(5) 課の庶務に關すること。

の主管に属するものを除く。）に關すること。

(12) 都市計画道路宮山線に係る国及び県との連絡調整に關すること。

(13) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良な住宅の造成の認定等に關すること。

(14) 課の庶務に關すること。

都市整備課

市街地整備担当

(1) 市街地整備に關すること。

(2) 田端西地区のまちづくりの推進に關すること。

(3) 寒川駅南口整備事業に關すること。

(4) 寒川駅周辺整備事業に係る用地の管理に關すること。

都市みどり担当

(1) 公園、緑地等の計画、設計、施工及び監督に關するこ

(一之宮公園管理事務所)	と。
第11条 (略)	(2) 公園（一之宮公園を除く。）、緑地等の維持管理に関すること。
2 (略)	(3) 公園台帳の整備に関すること。
3 一之宮公園管理事務所は、都市建設部都市計画課に属する。	(4) 緑化対策の推進に関すること。
	(5) 緑化及び親水の推進に関する計画の策定及び調整に関すること。
	(6) 民有地及び公共施設の緑化指導に関すること。
	(7) 一之宮公園管理事務所との連絡調整に関すること。
	(8) 課の庶務に関すること。
	(一之宮公園管理事務所)
	第11条 (略)
	2 (略)
	3 一之宮公園管理事務所は、都市建設部都市整備課に属する。

(第2条関係) 寒川町財務規則新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
設置箇所		出納員の任命を受ける職	委任事項	設置箇所		出納員の任命を受ける職	委任事項
(略)				(略)			
都市建設部	道路課	課長	道路占用料、水路占用料及び諸証明手数料の収納	都市建設部	道路課	課長	道路占用料、水路占用料及び諸証明手数料の収納
	都市計画	課長	都市公園使用料、優良宅地造成及び優良住宅		都市計画	課長	優良宅地造成及び優良住宅新築認定申請手数

	課		新築認定申請手数料、 諸証明手数料並びに地 図売払代金の収納
(略)			

課		料、諸証明手数料並び に地図売払代金の収納
都 市 整 備 課	課 長	都 市 公 園 使 用 料 の 収 納
(略)		

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。